平成２９年（フ）第４２号
新潟県上越市加賀町１番６号
債務者　金井多美子
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第９号
富山県下新川郡朝日町金山288番地
債務者　浜岸　浩文
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第１４７号
山梨県笛吹市石和町川中島110番地53　川中島ハイツ201号
債務者　木岡たつ美
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４８号
山梨県中央市西新居11番地　中込住宅３号、前住所山梨県中央市井之口1112番地６　雇用促進住宅玉穂宿舎１号棟307
債務者　武井　　綾
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２２２号
兵庫県姫路市大津区天満547－９、住民票上の住所兵庫県姫路市網干区田井269番地14　ローレルハイツＢ－322久本方
債務者　吉田　哲也
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２２７号
兵庫県姫路市四郷町本郷285番地３　大翔寮215号、従前の住所兵庫県神戸市須磨区妙法寺字津江田938番地の５　アーリータイムス津江田101号
債務者　竹花愼太郎
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４４号
奈良県奈良市法蓮町706番地　ロジュマン107号
債務者　永松　栄剛
1　決定年月日時　平成29年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第５４号
鳥取県境港市芝町239番地、旧住所鳥取県米子市皆生５丁目12番43号　101号
債務者　牧野　義誠
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（フ）第３０号
岡山県津山市押入1199番地３、前住所東京都三鷹市上連雀８丁目13番10号　ｒａｆｆｉｎｏ　ｍｉｔａｋａ204
債務者　川端　真昌
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第３５号
岡山県真庭市富尾161番地　ＹＫＫ富尾Ｃ102、前住所岡山県真庭市落合垂水29番地１　グランドパレス山寛103
債務者　里村　孝明
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第２５９号
広島市安佐南区相田３丁目23番14号
債務者　鳴海　一彦
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４４０号
広島県東広島市黒瀬町南方92　独立行政法人国立病院機構　賀茂精神医療センター、住民票上の住所広島県呉市仁方皆実町16番４号
債務者　與儀順一朗
1　決定年月日時　平成29年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１４号
香川県高松市木太町5116番地10
債務者　小竹　幸代（旧姓吉仲）
1　決定年月日時　平成29年６月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３号
福岡県大牟田市大字久福木774番地１　県営住宅久福木団地８棟301号
債務者　藤原　法子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第３５号
福岡県大牟田市大字歴木1383番地３　フレグランス木本201号
債務者　松藤　　徹
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第６６号
青森県八戸市内丸１丁目１番26号　内丸ハイツ104
債務者　工藤あゆみ
1　決定年月日時　平成29年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月15日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係